

**【改訂理由】**

- ①旧来の障害者自立支援法が平成25年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）と改正及び改名されたため。
- ②平成25年4月1日から、障がい者虐待に関する相談窓口として設定していた地域生活総合支援センター「ゆう」が、相談支援部門を独立させ、相談支援センターあーるとしたため。
- ③①に伴い、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の引用部分について変更されたため。

**【改訂内容】**

- ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を使用し、略する際に、障害者総合支援法とします。
- ②名称を変更します。
- ③資料を差替えます。

**【改訂点】**

- ①-1 P 1 (1) 定義の図中  
新：障害者総合支援法 旧：障害者自立支援法
  
- ①-2 P 5 参考における図中  
新：障害者総合支援法 旧：障害者自立支援法
  
- ①-3 P 6 本文2. ～ (2) 中  
新：障害者総合支援法 旧：障害者自立支援法
  
- ② P 10 ④窓口の図中  
新：相談支援センターあーる 旧：地域生活総合支援センター「ゆう」
  
- ③ P 15 巻末資料中  
差替え

## 富田林市障がい者虐待防止マニュアル（関係機関用）の一部改訂について（第4版）

---

### 【改訂理由】

前回の改訂から約10年が経過しており、その間に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、厚生労働省の「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」、大阪府の「市町村（障がい者虐待防止センター）職員のための障がい者虐待対応マニュアル」等がそれぞれ、改正・改訂されているため。

### 【改訂内容】

- 国・府資料の改定内容に合わせて、文面を改訂します。
- 市の体制（基幹相談支援センターの変更等）に合わせて、文面を改訂します。
- 巻末資料「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を差替します。

### 【主な改訂点】

- P 3～ （3）障がい者虐待発見チェックリストの例
  - ・複数の行を追加
- P 5 【参考】障がい者虐待における虐待防止法制の対象範囲
  - ・障がい児通所支援事業所の列を追加
- P 10 連絡先
  - ・基幹相談支援センターの差替
- P 15 巻末資料
  - ・差替

### 【引用・参考文献】

- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」  
厚生労働省（令和4年4月）
- 「市町村（障がい者虐待防止センター）職員のための障がい者虐待対応マニュアル」  
大阪府（令和3年1月）